

(議案第5号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

会 長 : 説明は終わりました。それでは発言を許します。質問及び意見はありませんか。

委 員 : 生産緑地だけでなく、市民農園もあると思うが、市が整備する考えはなかったのか。

事 務 局 : 現在、市民農園は18箇所ある。市民農園は3~4倍の希望者がおり、農政課としては今後も市民農園を増やしていきたいと考えているが、市民農園を開設するにも整備費用等が必要となる。整備費用等は、設置者が負担するものであるため、容易に増加させるのは困難であるが、今後もなんとか努力して市民農園を増やしていきたいと考えている。

委 員 : 「市民農園をやりたい」という土地所有者が現れた場合、市から補助等は行うのか。

委 員 : 市民農園を開設する場合、例えば、土を入れる、区画割りを行う、看板を設置するなどの経費が必要になる。それらの費用は、原則、土地所有者の負担であり、現在のところ、市からの経済的な助成制度はないが、例えば、契約を締結するにあたり、応募者の受付を行う、抽選をする、契約事務の手伝いをするなど、側面的な支援は、現在でも農政課が行っている。

会 長 : 資料5-6の「発生理由」には、「死亡・一部道連れ解除」となっているが、死亡により廃止する面積と、道連れにより廃止する面積はそれぞれ何㎡か。

事 務 局 : 死亡による廃止は2筆で、合計で約715㎡、道連れによる廃止は258㎡である。

議案第5号(全員異議なしで、原案どおり可決)

以 上